

公益財団法人高梨学術奨励基金

平成30年度 特定研究助成 募集要項

1. 助成の趣旨及び事業

当公益財団法人(以下、当財団)は昭和48年に設立され、歴史学及びこれに関連する学術研究の奨励援助を行い、もって我が国の学術の振興、文化の向上に寄与することを目的としています。

その趣旨を達成するための事業として、特に優れた成果をもたらすと期待される調査研究及び刊行に対し、下記3通りの費用助成を実施しています。

- ①若手研究助成 ②特定研究助成 ③刊行助成

本紙は「**特定研究助成**」の募集要項です。

2. 助成の対象

- (1) 歴史学(考古学、文献史学<絵巻等の視覚史料を含む>、及び美術史)とそれに関連する分野調査研究
文献史学は、日本を中心とした調査研究を主な対象とします。又、美術史にあつては、日本を含む東洋の陶磁、工芸、絵画、彫刻、書跡などの調査研究を主な対象としますが、日本の伝統工芸史分野の調査研究も対象として考慮します。

- (2) 文明興亡史の調査研究

現代の科学・技術は要素還元論※1に基づいて発展してきましたが、このため全体を統括する思想や理念がなくそれぞれの分野が放置された状況になっています。このような状況に警告を鳴らし、現代社会の将来展望を考察する文明興亡史の調査研究を対象とします。

※1 要素還元論:ある出来事や物を深く考えてみて、なぜそういう出来事が起こったのか、なぜこの物が存在しているのかを明らかにするには、その出来事や物を構成しているさまざまな要素を探り当てて、その最小単位である要素をもう一回つなぎ合わせたり、組み合わせたりすれば分かるという考え方(デカルトが提唱)。

- (3) 当財団が推薦する調査研究テーマ

平成30年度は「当財団が推薦する調査研究テーマ」は設けません。

3. 助成期間と申請方法

- ① 単年度(1年)助成申請

「特定研究助成申請書一式(9. 応募方法①参照)」を新規申請時に提出。

- ② 複数年度助成申請

イ. 「特定研究助成申請書一式(9. 応募方法①参照)」を新規申請時に提出。

ロ. イ. に基づき原則3年以内の複数年度助成を行うことを初年度に決定いたしますが、単年度ごとに進捗評価を厳正に行います。その結果、進捗が計画と著しく乖離している場合は、その実情を勘案して選考委員会が複数年度助成を継続するか否かを決定いたします。

ハ. ロ. の趣旨に沿うために、各経過年度の助成金授与の翌年2月5日必着とする「調査研究進捗報告書」を提出(最終年度の提出は不要)。

ニ. 申請者は、同意の上、選考委員会に出席して申請書及び報告書等について説明することを求められる場合があります。

4. 応募資格

日本の国籍を有する者。

但し、過去に助成を受けている者は下記7の義務を果たしていることを応募資格に加えます。

5. 助成金の概要

- ① 特定研究助成対象全件数及び全期間の助成総額は500万円(初年度150万円)程度を予定しています。

- ② 助成金の使途は、申請した調査研究に必要な資金とします。

- ③ 適用期間は単年毎とします。

※応募した場合は、申請書の写し1部を総務係まで提出願います。
また、採択された場合は『採択決定通知等の写し』を総務係まで提出願います。
経費につきましては、機関経理となりますので会計係にて手続きを行ってください。

但し、選考の結果助成該当案件無し場合がありますので予めご了承願います。

6. 助成対象者の決定

助成対象者は、選考委員会の審査を経て、理事会にて決定した後、結果を書面にて通知(5月中旬)の上、助成金を交付(6月初旬)する予定です。なお審査の過程及び結果についての質問には一切応じられません。

7. 助成対象者の義務

- ① 助成金授与に際し、当財団に指名された場合は調査研究の内容を当財団に説明すること。
 - ② 調査研究成果を公表する場合、当財団より助成を受けたことを明記及び明言すること。
 - ③ イ. 単年度(1年)助成の場合：助成金授与の翌年4月6日までに、助成された調査研究の「成果報告書」及び助成金使途の領収証又はレシートを添えた「会計報告書」を提出すること。
 - ロ. 複数年度助成の場合：各経過年度の助成金授与の翌年2月5日必着にて「調査研究進捗報告書」(最終年度の提出は不要)を、又、最終年度にあつては、助成金授与の翌年4月6日までに、助成された調査研究の「成果報告書」及び助成金使途の領収証又はレシートを添えた「会計報告書」を提出すること。
- 上記の各報告書提出の詳細については上記6. の決定通知と共にご案内いたします。
- なお、「成果報告書」の扱いについては、下記10. 年報を参照してください。

8. 募集期間

平成29年12月1日～平成30年2月5日

9. 応募方法

次の通り電子メールによる応募(申請)を基本としております。

なお、当方法によることができない場合は下記12の事務局までお問い合わせ願います。

- ① 所定の「特定研究助成申請書一式」を下記12の「公益法人情報公開共同サイト」から取得願います。
この「特定研究助成申請書一式」には付随する「調査研究の概要」、「単年度・複数年度助成申請書」及び「推薦書※1(ご推薦がある場合のみ提出)」を含みます。
※1共同研究者及び当財団役員の評議員・理事・監事・選考委員は推薦人になれません。
- ② パソコンにより①の申請書一式に必要事項を入力後(押印不要)、Wordのままメール(申請書記載のEメールアドレスから)にて下記12のEメールアドレス宛に添付送信願います。
(平成30年2月5日(月)17時必着)

② ② の送信について、事務局にて受信確認の返信をいたします(応募受付完了)。

返信がない場合は下記12の担当者にメールにてお問い合わせ願います。

- (注) イ. 過年度に助成を受けた方の申請は、上記7. ③の通り4月6日までに「成果報告書」及び「会計報告書」を当財団事務局に提出されることを審査の条件とします。
- ロ. 同一の調査研究を、「若手研究助成」及び「特定研究助成」両方に併願出来ません。
- ハ. 申請に係る書類等は返却いたしません。

10. 年報

当財団は年度ごとに「年報」を作成しています。研究者から提出された全員の「成果報告書」をそのまま、及び当財団から助成を受けた「刊行物の概要」を掲載し、国会図書館、国公立大学、私立大学、博物館、美術館、研究機関、及び当財団の評議員、理事、監事、選考委員、相談役等の約220の関係機関及び関係者に配布しています。

11. 個人情報の取り扱い

- (1) 当財団がこの助成申請に関して取得する個人情報は、選考作業や選考結果の通知など本申請に関する業務及び当財団の事業や助成に関する情報の提供に必要な範囲に限定して取り扱います。
- (2) 当財団は、上記6. 助成対象者が決定した場合、助成対象者に関する(1)の個人情報及び上記成果報告書、助成金授与式の写真を当財団の年報等に掲載するなど一般公開いたします。
- (3) 個人情報に関する窓口：下記12の事務局

12. 申請・問合せ先(基本 E-mail にて、問い合わせ願います。)

〒108-0023 東京都港区芝浦2-14-4 オアーズネクサス芝浦 2F

公益財団法人高梨学術奨励基金 事務局

E-mail: p.f.takanashi@marujin.co.jp

TEL:03(5444)8432 FAX:03(6453)7131

URL: <http://www.disclo-koeki.org/06a/00848/index.html> (公益法人情報公開共同サイト)

以上